

「定款」の一部改正について

令和5年6月28日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

令和4年6月3日に成立した金融商品取引法の改正（※）により本協会定款で引用している金融商品取引法の用語が改正されたことに伴い、定款の一部を改正することとする。

※ 「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年6月1日施行）

2. 改正の骨子

「金商法第185条の24第1項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「金商法第185条の24第1項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」と改正する（定款第3条第7号ホ）。

3. 施行の時期

この改正は、令和5年6月27日から施行する。

以 上

定款の一部改正について

令和5年6月28日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義) 第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p>7 特定店頭デリバティブ取引等 店頭デリバティブ取引のうち、特定店頭デリバティブ取引(金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するものを除く。))であつて、次のいずれにも該当しないものをいう。)又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。</p> <p>イ～ニ (現行どおり)</p> <p>ホ 金商法第185条の24第1項に規定する<u>暗号等資産関連店頭デリバティブ取引</u></p> <p>8～10 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和5年6月27日から施行する。</p>	<p>(定義) 第3条 (同 左)</p> <p>1～6 (省 略)</p> <p>7 (同 左)</p> <p>イ～ニ (省 略)</p> <p>ホ 金商法第185条の24第1項に規定する<u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引</u></p> <p>8～10 (省 略)</p>